

随意契約理由書

件名	玉津処理場 ガス精製装置VVVF改修
契約の相手方	株式会社 神鋼環境ソリューション
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 今回改修を行うガス精製装置は、玉津処理場で発生する消化ガスから不純物を取り除き、こうべバイオガスに精製する装置であり、当処理場では当該ガスを消化ガス発電事業の燃料として供給するとともにそこからの排熱を消化槽の加温に利用している。そのため本装置に機能不全が発生した場合、処理場の全機能が停止し、市民生活に重大な影響を与えることになる。本改修は、長期間の使用により劣化したガス精製装置のVVVF装置の改修を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。 今回改修を行うガス精製装置は、株式会社 神鋼環境ソリューションで独自の技術で設計、製作、据付されたもので、特許技術を含んだものであり、他社が本改修作業を行うことは不可能である。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター施設課西神施設係（電話番号 927-5078）